

裁決に基づく開示の実施について（通知）

多田 雅史 様

厚生労働省医薬・生活衛生局長



令和 2 年 5 月 25 日付けの行政文書開示請求（同日受付、開電第 230 号）については、令和 2 年 6 月 24 日付け厚生労働省発薬生 0624 第 55 号をもって、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき不開示決定を行ったところですが、今般、令和 4 年 8 月 26 日付け厚生労働省発薬生 0826 第 56 号の裁決により当該処分は取り消しとされ、新たに行政文書の開示を行うこととなりましたので、下記のとおり通知いたします。

記

1 新たに開示を実施する行政文書の名称

「ベンゾジアゼピン系薬物に関する要望書」（2019（令和元）年 7 月 11 日）

2 新たに開示することとした部分

「ベンゾジアゼピン系薬物に関する要望書」（2019（令和元）年 7 月 11 日）のうち、連絡先担当者の氏名等以外の部分。

3 不開示とした部分及びその理由

連絡先担当者の氏名等に関しては、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法第 5 条第 1 号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、この情報が記録されている部分を不開示とした。

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項もお読みください。

下表の開示の実施の方法の中から選択した方法を、同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申出てください。